

印民

法務省民二第523号  
平成18年2月28日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿  
(横浜を除く)

法務省民事局民事第二課長

被相続人が登記名義人となる所有権の移転の登記を相続人が申請した場合の当該相続人に対する登記識別情報の通知について（通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり横浜地方法務局長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

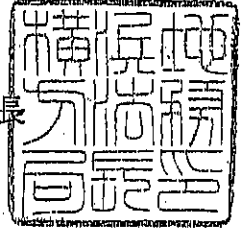
2319



2 登 1 第 4 8 号  
平成 1 8 年 2 月 1 3 日

法務省民事局民事第二課長 殿  
(東京法務局長経由)

横浜地方法務局長



被相続人が登記名義人となる所有権の移転の登記を相続人が申請した場合の当該相続人に対する登記識別情報の通知について (照会)

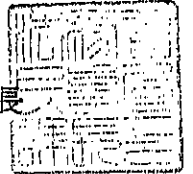
標記について、被相続人名義への所有権の移転の登記が未了のまま被相続人が死亡したため、相続人から当該登記の申請がされた場合に、同登記が完了したときは、申請人である相続人に対し、登記識別情報を通知すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民二第522号

平成18年2月28日

横浜地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長



被相続人が登記名義人となる所有権の移転の登記を相続人が申請した場合の当該相続人に対する登記識別情報の通知について（回答）

本月13日付け2登1第48号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。